

愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワーク運営要領

1 趣 旨

この要領は、行方不明となった認知症高齢者（疑いがある人及び若年性認知症の人を含む。以下「行方不明者」という。）の早期発見・保護、及び市町村が保護した身元の判明しない高齢者（以下「身元不明者」という。）の身元照会等を行うため、市町村で運用されている見守りSOSネットワーク等の効率的な連携を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 連携のための地域区分

(1) 近隣地域

行方不明となった時点まで行方不明者が居住していた市町村又は身元不明者を発見・保護した市町村に隣接する県内市町村をいう。

(2) 広域地域

近隣地域以外の県内市町村をいう。

(3) 県外地域

県外の市町村をいう。

3 行方不明者の早期発見・保護

(1) 搜索協力依頼

行方不明となった時点まで行方不明者が居住していた市町村（以下「居住地市町村」という。）は、家族等又は警察からの依頼により、他の市町村に対し、行方不明者の搜索協力依頼を行う。

なお、警察からの依頼により搜索協力を依頼する場合は、家族等の意向を確認すること。

また、警察への行方不明者に係る届出（行方不明者届）は、行方不明者の搜索の前提であることから、居住地市町村は、家族等から搜索依頼を受けるに当たっては、あらかじめ警察への届出状況を確認すること。

(2) 搜索協力依頼の範囲

ア 近隣地域、広域地域への搜索協力依頼

居住地市町村は、行方不明者の家族等から見守りSOSネットワーク等に搜索の依頼があった場合は、速やかに近隣地域及び広域地域のうち搜索協力依頼が必要と考えられる県内の市町村へ搜索協力依頼を行う。

イ 県外地域への搜索協力依頼

居住地市町村は、家族等の依頼に基づき、県外地域への搜索協力依頼が必要と判断する場合は、地域（市町村又は都道府県）を指定して、愛知県福祉局高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）に依頼する。

(3) 有効期間

搜索協力依頼の有効期間は、依頼日から概ね3か月とする。

なお、家族等からの申し出により、有効期間を延長する場合は、居住地市町村は、改めて搜索協力を依頼した市町村又は高齢福祉課に依頼すること。

(4) 搜索協力依頼の解除

居住地市町村は、行方不明者が発見・保護された場合は、搜索協力を依頼した市町村又は高齢福祉課に対し、速やかに依頼解除の連絡を行う。

(5) 市町村における搜索協力依頼への対応

居住地市町村から搜索協力依頼を受けた市町村は、当該市町村の見守りSOSネットワーク等の運用方法により関係者に速やかに周知する。

(6) 高齢福祉課における搜索協力依頼への対応

高齢福祉課は、居住地市町村からの搜索協力依頼に基づき、他都道府県に対し、搜索協力を依頼する。

解除の場合も同様とする。

4 身元不明者の身元確認

(1) 身元不明者の身元照会

身元不明者を発見・保護した市町村（以下「保護市町村」という。）は、速やかに高齢福祉課に報告する。

なお、保護市町村は、身元不明者本人からの依頼又は市町村の判断により、身元照会が必要と判断した県内の市町村に対し、身元不明者に係る身元照会を行うことができる。

(2) 高齢福祉課における身元照会への対応

高齢福祉課は、保護市町村からの報告に基づき、身元不明者情報を県のホームページに掲載する。

<国との連携>

厚生労働省は、身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトを設置し、都道府県等のホームページへのリンクを設定することにより、情報提供を行っている。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>)

なお、保護市町村が身元不明者情報を当該市町村のホームページに掲載した場合は、県のホームページには該当ページへのリンクを設定する。

また、保護市町村から身元判明の連絡があった場合又は身元不明者本人が依頼を取り下げた場合は、県のホームページから削除する。

(3) 市町村における身元照会への対応

保護市町村から身元照会を受けた市町村は、当該市町村の見守りSOSネットワーク等の運用方法により関係者に速やかに周知する。

(4) 身元判明時の対応

保護市町村は、身元不明者の身元が判明した場合は、高齢福祉課及び身元照会を行った市町村に対し、速やかに身元判明の連絡を行う。

5 市町村等への依頼方法等

行方不明者の搜索協力依頼又は身元不明者の身元照会（搜索協力依頼の解除又は身元判明時の連絡を含む。）に当たっては、迅速な情報伝達が必要であることから、原則として依頼文は不要とし、電子メールにより別紙参考様式1～3を添付して行う。

なお、個人情報の流出を避けるため、添付する参考様式には必ずパスワードを設定すること。

6 高齢福祉課の役割

高齢福祉課は、搜索協力依頼や身元照会に当たって必要な愛知県警察本部、他の都道府県等との連絡調整を行うものとする。

7 個人情報保護

個人情報は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

搜索協力等における外部へ提供する情報は、個人情報保護法第61条、第62条、第69条を適用するものとし、警察及び家族等からの依頼に基づく場合は、家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度とする。

なお、市町村から搜索協力者へ提供された情報の取り扱いについては、個人情報保護法第3条を適用し、慎重かつ適切に取り扱うことを求めるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は高齢福祉課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、参考様式1～4の改正については令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

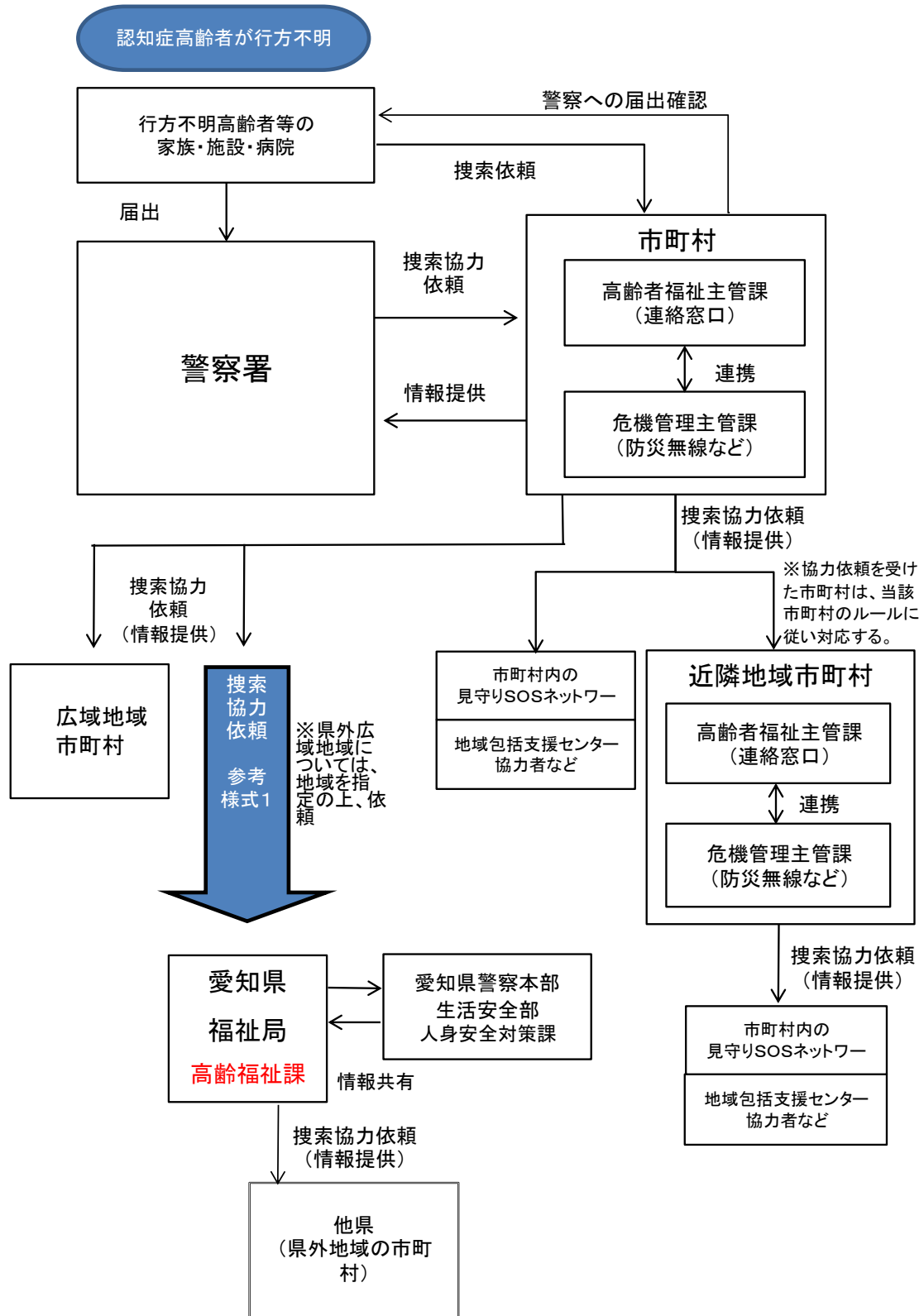
附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月8日から施行し、令和8年6月1日から適用する。

愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワークフロー
 (行方不明の認知症高齢者等発生時)



愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワークフロー
 (身元不明の認知症高齢者等発見時)

